

## 農業・農村基盤図製品仕様書Ver0.6(素案)への意見対応状況

受付日	番号	意見項目			意見内容	事務局回答	
8/24	1	国土地理院	農地	品質	適用品質水準(位置正確度) データ品質(品質要求及び品質評価手順)の表のうち、 『位置正確度 > 絶対正確度 > 農地(元資料コードが11から14までの場合) > 適用品質水準』について、 『水平位置の標準偏差: ±0m』との記述は適切か再検討せよ。	再検討の結果、適切と判断。 なお元資料(公共測量座標による筆界データ)変換においては、座標値の完全一致を明示するため『水平位置の標準偏差: 0m(完全一致)』と追記。	
8/28	2	水土里情報 企画推進部メンバー	農地	属性	登記簿面積	登記簿面積以外の面積属性を記述する属性項目を作るべきでないか?	新たな属性項目は作らず、別DBとのリンクでシステム上にて対応できる。
3	農業用排水施設		属性	施設コード	施設コードを構成する内容として、取水源および排水口を記載できる属性項目が必要ではないか。	全ての地物には該当しないため、利活用方針に従い検討を行う。	
4			属性	施設コード	施設コードの16桁が長すぎるので不要では?	施設を一意に特定するためのコードは必要と考える。 ただし、コードを構成する項目については、利活用方針に従い修正を行う。	
8/29	5	研究会メンバー	農地	属性	枝番、子番	定義域が半角数字となっているが、文字の場合がある。	『県内で一意』になるよう、内容を検討する。
6	所有者コード				共有者の取り扱いはどうするのか。	現状では、既存のDBとの連携での対応を考える。(代表者のみを対象とする。)	
7	耕区		属性	所有者コード	農地の所有者コードと重複するのではないか。	耕区の存在する場所を明示させるため持たせている。	
8			属性	耕作者コード	共有者の取り扱いはどうするのか。	現状では、既存のDBとの連携での対応を考える。(代表者のみを対象とする。)	
9	頭首工		属性	形式	コード区分のほうが良いのではないか。	事業計画書への文字で記述する項目内容を入力できるようにしているため、文字列(CharacterString)としている。	
10	機場		属性	機場形式			
11			属性	原動機形式			
12			属性	原動機動力			
13	貯水池		属性	堤体形式			
14			属性	洪水吐形式			
15			属性	取水施設形式	種別コードで1つの項目にした方が良いのではないか。	定義上、ため池+ダム、ため池+調整池である貯水池が考えられるため、複数種別としてフラグを立てることができる内容としている。現在の定義に問題がある場合、検討を行う。	
16			属性	放流施設形式			
17			属性	ため池区分 ダム区分 調整池区分			
18			属性	形式	コード区分のほうが良いのではないか。	前述と同じ。	
19		属性	構造	コード区分のほうが良いのではないか。	前述と同じ。		
20	水路	属性	事業名	年度、地区は別項目。	今のところ文字型での自由記述を考えている。		
21		属性	構造	コード区分のほうが良いのではないか。	前述と同じ。		
22	集水渠	属性	構造	コード区分のほうが良いのではないか。	前述と同じ。		
23		属性	規模	コード区分のほうが良いのではないか。	前述と同じ。		
8/31	24	一般	農地	属性	所有者情報	農地データに所有者名が必要	現行の考え方としては、農地データに持たせるべき多くの属性項目の中から、必要最低限のみ定義した。それ以外の属性項目は別途データベースを準備し、農地属性との関連性で補充するとの考えである。
25	耕区		属性	所有者コード	耕区データに所有者コードは不要	耕区の存在する場所を明示させるため持たせている。	
9/7	26	研究会メンバー	データの構造及び内容	パッケージ	農業用排水施設パッケージ	例えば、水門等と水路が付帯施設(水門)として結ばれているが、この関係(関連役割)がよく分からない。施設の連続性や関連性を意味するとすれば、頭首工と水路にも同様の関係があるのではないか。	利活用方針に従い、内容を再検討する。
27	農業用排水施設		属性	8.農業水利ストック情報コード	各桁数が足りない場合とはどのような場合を想定して記載されているのか。また、当該施設とコードの整合をどのようにとるのか。	各桁数が足りないとはコードの桁数が定義域の桁数に満たない場合のことである。入力する者は当該施設に対応する水利施設コードを確認して入力する必要がある。	
28	各工種		属性	施設諸元に関する属性情報	各工種の諸元情報について、事業計画書の主要工事計画に記載されている情報を基本としているため、農業水利ストック情報データベースの情報と各属性情報の整合は図らないという理解でよいのか。	各地物の属性は、各利用分野に必要な属性情報を全て保持させることはできないため、利用頻度の高い全国共通的な情報や、農業関係機関が利用するデータベースとの連携に必要な情報に限定している。	
29	機場		属性	13.容量～21.原動機台数	機場に異なる揚水機がある場合に、それぞれ入力可能か。	揚水機毎の個別情報の入力には行わないものとする。	
30	貯水池		属性		P13の施設区分の順番と記載順が違うには何か理由があるのでしょうか。見難いのではないか。	P13の施設区分の順番に従い、修正した。(9/13)	
31	貯水池		属性	26.規模	ため池における規模(単位m)とは何を指すのか。	再検討の結果、削除した(9/13)	

## 農業・農村基盤図製品仕様書Ver0.6(素案)への意見対応状況

受付日	番号	意見項目	意見内容		事務局回答		
9/7	32	研究会メンバー	水門等	定義	定義	堰上げをせず河川からの自然取水する目的で設置する取水用水門は、事業計画では頭首工と思われる。事業計画書記載例において、頭首工の項に取水水門のみの場合は...との説明がある。ところが、ストック情報データベースも同様整理であり、基礎調査も水門としていると思われるが、今回もこれに基づいたものか、実際にこのような施設がどれほどあるは不明であり、何か問題となるかも不明です。	今後定義の明確化へ向け検討を行う。
	33		管理設備			管理設備は、いずれか又は全体の農業水利施設に付帯する設備であるが、各施設との関連役割はないのか。(関連役割がよくわかりませんが)	利活用方針に従い、内容を再検討する。
	34		管理設備	属性	12.構造	管理設備の構造とは、上屋の構造でしょうか？	
	35		管理設備	属性	13.規模	管理設備の規模とは、上屋の建坪でしょうか？	事業計画書における「その他かんがい施設」で記述する項目内容の記述を考える。
	36		管理設備	属性	14.数量	管理設備の数量とは子局の数か？単位もないためよくわかりません。	
9/7	37	一般	農地 / 耕区	定義	定義	筆の形状を地図情報とし、所在と所有者及び耕作者を対象として下記の2タイプの情報を整理することになっています。  登記簿の筆の所在地、面積、所有者(登記簿の情報) 見た目の筆と耕作者(畦畔で囲まれた範囲)  とを分けて整理(管理)するのは、営農面からは理想的な感もあるが、情報収集の手間とメンテナンスが煩雑になるため、その必要性和考え方を確認しておきたい。	意見における「農地は一筆をベースとした情報であり、耕区は耕作上の最小単位との位置づけ、双方とも利用用途が有り必要性が求められたため、製品仕様書の範囲に含めたものである。 Ver.0.5では、耕区が存在する場合、関連する農地が必ず存在する構造としていたが、Ver.0.6では、耕区だけでもデータ整備ができるように、関連の多重度を0.*に修正した。
	38		農地	属性	農家コード	所有者と耕作者は農家コードを登録しようになっているが、農家コードの元となる台帳については定義(記載)されていない。	農家コードの元となる台帳については、様々な機関が様々な台帳を用い、一つの台帳であってもコードが統一化されていない事例も考慮し、現状では明確な定義を行っていない。県内で統一が取れるよう、利用する台帳を決定するものとする。
	39		農業用排水施設	属性	全般	施設の基礎調査として、これまで実施されてきた調査項目に位置情報(地図情報)が加わった程度の整理項目となっています。 この仕様で実際に情報を整理しようとした場合、項目別に具体的な例を示さないと、成果物の精度がばらついてしまうことが予想されます。 例)水路の区分 : 幹線、支線、小水路、承水路...の区分方法 頭首工の取水量 : 慣行・許可の値 or 実測、減水深からの概算値  全国の実態調査としては、この製品仕様(整理項目)は有効だと思いますが、基盤図としてこれらの項目をメンテナンスし利用できる状態(信頼性)を維持していくことはかなり大変だと思います。 実際に、この基盤図データを用いて、登録された施設の管理を支援するシステムを構築する場合、情報の整備レベルの問題から既存情報(基盤図)は見直し(再調査)して不足する情報を付加することになると思います。 メンテナンスの状況によっては、継続的に基盤図として提供する項目を限定することも考えられます。	利活用方針に従い、内容を再検討する。
9/14	40	研究会メンバー	主要データ外(農道)	属性	農道幅員	農道を追加すべきではないか。重要な属性は幅員。(特に防災的な観点からの利用を見込んで)	Ver.0.6では、地物として農道パッケージを追加した。
9/15	41	水土里情報メンバー	その他(数値地形図)	定義	図郭定義	図郭は「国土基本図郭(1/2,500)でのファイル単位が望ましい」となっているが、発注時は1/4ファイル単位としないといけないのではないかと。整備図郭が大きくなり事業費増。また、利活用しない図郭も整備することになる。	数値地形図(DM)作成における図郭は、作業規定において「原則として、国土基本図図郭に準拠するもの」とあり、原則として本内容に基づくものとする。
	42		その他(デジタルオルソ)	品質	精度管理	「デジタルオルソ作成の公共測量作業マニュアル」に準拠は正解だと思われるが、すべてまとも準拠してしまうと同様事業費増となる。精度管理表で図郭あたり21点の検証となっているようであるが、そこまで必要なのか。これについては、現在国土地理院支部に問い合わせ中であるが、	「製品仕様書」においては当該マニュアルに全て準拠であるため、精度管理方法を改めて規定することは、現段階では必要ないとの認識。当該マニュアルにおける精度管理の考え方については策定者である国土地理院へ問い合わせさせていただきたい。

## 農業・農村基盤図製品仕様書Ver0.6(素案)への意見対応状況

受付日	番号	意見項目		意見内容	事務局回答	
9/15	43	水土里情報 企画推進部会メンバー	農地 属性	農振農用地の区分コード P9の農地に関する属性情報ですが、農振農用地等の区分コードの追加必要ではないでしょうか。	Ver0.6での属性情報項目の追加は考えていない。但し農振パッケージ追加等を含め、今後も検討課題とする。	
9/26	44	研究会メンバー	主要データ外 (ハウス)	定義	ハウスの定義 原文:「ここでは、農業共済制度の園芸施設共済におけるハウス施設として取り扱うものとし、」 修文:削除  (理由)NOSAIで引き受けている園芸施設は、面積加入率で50%弱である。その他の未加入施設は、一般損保や業者(渡辺パイプなど)、JAが情報を保有している。 これらが一体となって、情報共有出来ないと、完全なデータベースにはならない。従って、「農業共済制度の園芸施設共済におけるハウス施設」に限定した記述は不正確で除すべき。	Ver0.6では、地物として補償施設を追加し、農業共済のみならず、農協、民間にかかる補償施設(ハウスと建物)を対象とした。
	45			属性	ハウスの属性区分 原文:「また、ハウスの属性情報は、農業共済制度の園芸施設共済に...」 修文:「また、ハウスの属性情報は、設置面積、ガラス室、プラスチックハウス等骨材の別とする。」  (理由)園芸施設全体に係る情報は、NOSAIのほか、一般損保や業者(渡辺パイプなど)、JAが保有しているため、ここでは、共通する情報の種類を記述するのが適当なため。	Ver0.6では、農業共済だけに係る施設区分属性は付与していない。
	46			属性	施設園芸共済の区分コード 原文:「属性」表のNo.5のコード「施設園芸共済の区分コード 01 02」 修文:「属性」表のNo.5のコード「設置面積(m <sup>2</sup> )(桁)」 表の欄外の注記「* 属性情報は、...」は削除。 (理由)前述の理由と同様	Ver0.6では、農業共済だけに係る施設区分属性は付与していない。
	47			定義 属性	(定義) 建物の定義 (属性) 建物区分コード 建物共済区分コード 原文:「農業共済制度の建物共済における建物は、住宅、納屋、畜舎などの建物であり...」 修文:「農差共済制度の建物共済における」を削除 (理由)農家の建物は、JA(建物更正共済)、一般損保が引き受けている建物が多い。NOSAIの建物共済は短期(1年契約の掛け捨て型のみ引受)だけであり。これらが一体となって情報共有出来ないと、完全なデータベースにはならない。従って、「農業共済制度の建物共済における」という限定した記述は不正確で削除すべき。	Ver0.6では、地物として補償施設を追加し、農業共済のみならず、農協、民間にかかる補償施設(ハウスと建物)を対象とした。
	48			定義	建物の定義 原文:「また、建物の属性情報は、農業共済制度の建物共済に必要な情報項目:定義等を聞き取りし、整理を行う。...」 修文:「また、建物の属性情報は、住宅、納屋、畜舎等の別とする。」 (理由)建物全体に係る情報は、NOSAIのほか、一般損保やJAが保有しているため、ここでは、共通する情報の種類を記述するのが適当なため。	Ver0.6では、農業共済だけに係る施設区分属性は付与していない。
49	属性	建物共済の区分 原文:「属性」表のNo.5のコード「建物共済の区分コード 01 02」 修文:「属性」表のNo.5のコード「延べ床面積(m <sup>2</sup> )(桁)」 表の欄外の注記「* 属性情報は、1...」は削除。 (理由)前述の理由と同様	Ver0.6では、農業共済だけに係る施設区分属性は付与していない。			

## 農業・農村基盤図製品仕様書Ver0.6(素案)への意見対応状況

受付日	番号	意見項目	意見内容	事務局回答			
9/28	50	水土里情報 企画推進部会メンバー	全般	農地/用排水施設パッケージ間の関連	農地パッケージと農業用排水施設パッケージの間に関連が無い場合、受益地の属性検索、ジオメトリ検索に対応しないのではないか?	データ仕様で定義するか、システム機能で対応するか、利活用方針に従い再整理する。	
	51		用排水施設	関連性	農地/用排水施設間の関連が無いのはなぜか?	最低限の関連性について定義を行い、利活用方針から今後内容を再検討する。	
	52		農地	属性	農地地目	農地パッケージに地目が無いのはなぜか?	多くの属性候補のうち、基礎的属性情報と判断された項目のみ現在では定義している。なおVer.0.6においては「農地」と関連性を持つ「耕区」に「耕作種別コード」を設け、水田、普通畑、牧草地、樹園地の識別ができるようにした。
	53		農地	全般	農地と耕区	農地と耕区、両方を作成するように理解すれば良いのか?	前述のとおり、Ver.0.5では、耕区が存在する場合、関連する農地が必ず存在する構造としていたが、Ver.0.6では、耕区だけでもデータ整備ができるように、関連の多重度を0.*に修正した。
	54		農地	属性	管理コード	個別値を入力しておけば、26桁の管理コードを自動発生させることはプログラムで対応できないか?総研基本方針で示されている。	プログラムで作成を行ってもかまわない。なお、Ver.0.5では、コードの桁数が多いため、Ver.0.6では、農地コードについて「県内で一意となる」こととして整備できるように修正した。
	55		全般	全般	多重度	多重度が[0.1]の項目は、無ければ入力しなくてもよいのか?	該当無ければ入力しなくて良い。
	56		全般	属性	登記簿面積等のReal型属性の小数点	登記簿面積のようにReal型の項目には、小数点以下を桁指定しないと集計が正しくできない。	Ver.0.6では、登記簿面積については、定義域として「小数点以下2桁まで」を追記した。
	57		耕区	属性	耕区コード	14桁の耕区コードは自動発生させるはずではないのか?	製品仕様書では当該仕様書で作成したデータを稼働させるシステム仕様を定められないため、ここでは回答できない。
	58		耕区	属性	耕作者コード	耕区には耕作者があるのに、最小単位である農地に耕作者が無いのはなぜか?	「農地」は登記上の区画(筆)という性格であると認識しており、必ずしも現況の区画と整合しているとは考えにくい。そのため不整合の区画に耕作者情報を含めるのは不適と考えた。その代わりに、耕作上の最小区画である「耕区」のみ耕作者情報を含める方がデータ整備者にとって利便性があると考えたため。
	59		用排水施設	属性	施設コード	16桁の施設コードは自動発生させるはずではないのか?(以下、具象内も同じ)	製品仕様書では当該仕様書で作成したデータを稼働させるシステム仕様を定められないため、ここでは回答できない。
	60		機場	属性	機場種別コード	機場種別に用排水用が無い。	今後検討を行う。
61		耕区	品質	適合品質水準(位置正確度)	耕区的位置正確度で、畦畔の中心座標との誤差を測定してあるが、畦畔の内側のことでないのか?	画像上で識別できる畦畔(ver.0.6では、畦畔または耕作種別の境界)の中心の座標と考える。	
	62	研究会メンバー	農地・耕区	多重度	「農地」「耕区」の関連性における多重度	「農地」と「耕区」の関係において、農地の多重度が1.*となっているが、農地と耕区をそれぞれ単独で用いる場合を考慮すると、農地の多重度を0.*とすべきではないのか	Ver.0.6では、耕区だけでもデータ整備ができるように、関連の多重度を0.*に修正した。
10/24	63	水土里ネットメンバー	品質	完全性	データ品質「完全性」の基準は何か、市町村の税務課においても不定の筆もある状態の中で過剰、漏れ0%は不可能と思う。	品質評価尺度に記載されたとおり、元とする参照データを基準とする。利用する参照データは整備主体の監督員が定めるものとする。	
	64		品質	位置正確度	データ品質「位置正確度」の基準は何か、国土調査での地籍図でさえもオルソ画像とは一致しないケースが多い中で、水平位置の標準偏差0m(完全一致)を実現できるのか。実作業上は不可能である。	適合水準の水平位置の標準偏差が0m(完全一致)は、品質適用範囲に記載されたとおり、元とする資料が絶対座標値を保持し、それを利用してデータ作成する場合のみ適用する。それ以外については、必要となる相対正確度を、整備主体が検討するものとする。	
	65		品質	主題正確度	主題正確度の基準は何か、資料の有無により入力可能、不可能項目が決まる。また、資料自体の錯誤もあろう。資料に忠実に入力すれば良いとするのか。	品質評価尺度に記載されたとおり、元とする参照データを基準とする。利用する参照データは整備主体の監督員が定めるものとする。	
	66		品質	適合品質水準	全体的に、適合品質水準のエラー割合0%に保つことは、限られた期間と経費の中で、県全域について整備することは実現不可能と思われる。エラー率を変えることはできないのか。	必要とする精度(利活用方針)、データ整備の実状を考慮して、今後検討を行う。	

## 農業・農村基盤図製品仕様書Ver0.6(素案)への意見対応状況

受付日	番号	意見項目			意見内容	事務局回答	
10/26	67	水土里ネットメンバー	概説	品質	データ形式	JPGISでは、最終成果はXML形式で作成、提出となっているが、その記述がない。	最終的にはJPGISに従うXMLによる符号化仕様を作成する予定である。(Ver.0.5については、作成を行っている。)
			概説	時間範囲	時間範囲	2頁 1.4 時間範囲 について、平成18年 月 日以降となっているが、既存資料の示す時間となるのでは。	データ作成に利用した資料の時間も考慮し、記述を行うものとする。
			概説			4頁 主題属性を追加、削除した場合でも、農林水産省でいいのか？	製品仕様書への追記を行った場合、「農林水産省」の代わりに整備団体名を記述する等の運用方法を検討する。
						6頁 4-1-3 +CRS の下の 0..2 0の意味は？	直接DirectPositionに参照系を記述して、データ集合全体としての参照系の記述を行わない場合を示します。
11/10	71	研究会メンバー	農地	品質	農地 > 位置正確度 > 絶対正確度 元資料11～14について、筆界をオルソ修正した場合(元資料が地籍図であっても筆界線が現況と一致しない場合)の品質要求を検討して欲しい。	品質は、現況との差異を評価するのではなく、品質評価尺度に記載されているとおり、参照データとの差異を評価するものである。前述のとおり、「元とする資料が絶対座標値を保持し、それを利用してデータ作成する場合のみ適用する。それ以外については、必要となる相対正確度を、整備主体が検討するものとする。」であり、元資料が11～14であっても、修正が必要な場合は「それ以外」として対応できる記述追記等を検討する。	
			農地	品質	農地 > 位置正確度	図葉間にまたがる筆界不整合について、品質要求を規定してほしい。	「それ以外」にて対応検討いただくことを考える。
2/13	73	一般	関連を持つ地物	品質	地物の関連の完全性	関連を属性として表現する場合は、主題正確度-非定量的主題属性の正しさではないか？	最終的に本内容を満たせるよう、データ作成を行うものとする。(現状は、過剰・漏れて評価する。主題正確度 - 非定量的主題属性の正しさでの品質評価の方が適切であれば検討する。)
			データ集合全体	品質	誤率の定義 データ集合全体 > 論理一貫性 > 書式一貫性 データ集合全体 > 論理一貫性 > 概念一貫性(スキーマに対する文書の妥当性、空間スキーマプロファイルに関する検査項目) データ集合全体 > 論理一貫性 > 定義域一貫性	誤率の定義として、「正しくない箇所の割合(誤率)」は「誤りの個数」にできないか？ (評価尺度として、誤りの個数だけで問題ない場合) 単位を割合とするためには、誤率(の分母)の定義を明確しなければ算出できない。本評価項目は全評価項目のなかで優先度が最も高く、適合品質水準としては誤りが0であることが要求されるので、誤りの個数だけによっても可否判定は可能であるので、誤率の単位を上記案のように個数で定義できないか？	データ集合全体の全数検査としているので、全数を示せる内容(行数や要素数)を母数として、エラーが一つもないことを示せばよいと考える。
			データ集合全体	品質	データ集合全体 > 論理一貫性 > 概念一貫性の地物に関する検査項目	XMLファイルに、符号化仕様スキーマで定められた所定の型(=地物インスタンス(農地、耕区、貯水池、頭首工、水門等、管理設備、機場、水路、集水渠、水路付帯施設)の型)の要素が、(子要素も含め)正しく格納されている度合いを確認すること。これは、スキーマに対する文書の妥当性に包含されると考えられるが、本項目は必要か？この項目を別に設けたのは、地物インスタンスの型毎に誤りを求めるためか？	地物インスタンスを定義された地物として論理的に正しく取得されていることを明示するために記述していたが、前述と重複すると考えられるので、削除を検討する。
	76		データ集合全体	品質	データ集合全体 > > 論理一貫性 > 定義域一貫性	現行仕様書では、空間属性、時間属性についての記載が、「...、適用範囲内に含まれない場合...」となっているが、「...、定義域内に含まれない場合...」の誤りではないか？	空間範囲、時間範囲において、「～適用されるデータの空間範囲(時間範囲)～」としており、適用されるデータの範囲という意で利用していた。データ品質評価手法では「定義域の中」としているため、文言を統一を検討する。

## 農業・農村基盤図製品仕様書Ver0.6(素案)への意見対応状況

受付日	番号	意見項目	意見内容	事務局回答
	77	データ集合全体 品質 データ集合全体 > 論理一貫性 > 位相一貫性	・インスタンスの交差とは、GM_SurfaceBoundaryの項目の、GM_Ring同士が互いに交差する、ということと同じことではないか？ ・インスタンスの重複とは、GM_SurfaceBoundaryの項目の、「・exterior要素に同じGM_Ringが2回以上出現する場合」と同じ意味と考えられる。 現行の、データ集合全体を適用範囲としている品質評価尺度の部分のみとし、上述の内容は削除してはどうか。 ただし、GM_SurfaceBoundaryの項目のエラー条件に、「・exterior要素に同じGM_Ringが2回以上出現する場合」を追加する。	GM_Surfaceに関する要件は、全地物を一括りで考えることも可能だが、地物単位で指定することで地物が追加された場合への拡張性が高まると考える。 本要件は、ver.0.5では問題ありませんが、地物内容に依存する内容と考えられ、例えば、今後追加予定の土地改良区区域は、重複する場合が考えられるため、地物単位での定義が望まれる。 GM_SurfaceBoundary、GM_Ringの記述について、重複内容とも取れるため、削除を含め修正検討する。
	78	水路 品質 データ集合全体 > 論理一貫性 > 位相一貫性	「水路データの終点と次のデータの始点が位置しない場合」というのは、GM_Curveの項目の、segmentを構成する各線分の終点が次の始点と一致しない場合、ということと同じことではないか？	一つではなく複数のGM_Curveで構成される場合、途切れてしまう可能性を考慮し定義している。
3/2	79	国土地理院 耕区 農業用排水施設 他 品質 位置正確度 > 絶対正確度	絶対位置正確度の考え方が、既成図数値化の手法に基づいている。既成図数値化とは、使用する原図の精度が0.7mmであるが、数値化時の誤差を0.3mm許容しているという作業規程の考え方に基づいているため、その旨製品仕様書の「品質要件」に反映して欲しい。	該当する地物の品質における適合水準に、(各測量作業規程の既成図数値化における計測精度(0.3mm)に基づく)を追記した。
3/5	80	研究会メンバー 耕区 属性 作物作付等耕区利用コード	耕区の属性の定義において作物別作付等耕区利用コードの追加することについては、地図情報の属性情報として定義すべきかどうか 作物情報の定義が各種統計間で統一化の更なる検討が必要である。	当該属性については、利用用途や、地域間での作物作付けの分類が多岐にわたっている実状があるため、関係各所と調整中。
3/8	81	水土里ネットメンバー 農地 属性 大字コード 小字コード 管理コード	1.「4:大字コード」、「5:小字コード」、「9:管理コード」 ・「県内で一意のコード」とあるが、コード管理されていないところについては各市町村で新たにコードを作成予定であるが、市町村ですでに独自につけられたコードをそのまま使用することも可能か？後に出てくる管理コードでは例として桁数が大字3桁、小字3桁とあるが桁数に制限があるのか？	Ver0.6においても「大字コード3桁、小字コード3桁」とのVer.0.5での桁数の考え方を踏襲する。 コードを有しない地域については、製品仕様に合わせ、コードを新たに設定するものとする。
	82	農地 属性 枝番、子番	2.「7:枝番」、「8:子番」 ・半角数字とあるが、地番にはイロハ、甲乙などがあり対応不可である。地番本番については支障ないと思われるが、枝番、子番については全角文字も可としたい。全角、半角を問わない形式が望ましい。	「半角数字で入力」の原則に抛りたい場合は、地域一意のコード付与を認めるものとする。
	83	耕区 属性 管理コード、耕区コード	【耕区】 1.「2:管理コード」、「3:耕区コード」 ・農地ではコードの桁数に指定はなかったが、ここでは全13桁と指定がある。必然的に大字コード、小字コードの桁数が指定されているが、耕区を作成しない場合はこれによらないのか？	「全13桁」とは、あくまで例を提示しているに過ぎない。
	84	耕区 属性 所有者コード 耕作者コード	2.「6:所有者コード」、「7:耕作者コード」 ・農地にはない項目だが、耕区を作成しないこの情報は入らないのか？	この場合は、現行仕様で対応可能と思われる。理由は、所有者 / 耕作者情報が含まれる別のデータベースに、「農地」の「管理コード」を新規属性として追加し、この「管理コード」を共通キーとして関連付けることが可能と思うため。
	85	農業関係者所在地属性 氏名	【農業関係者所在地】 1.「13:氏名」 ・氏名をひらがな又はカナで管理している市町村は少ない。漢字での入力項目がないとローマ字で入力できないデータが多く出てくる。	漢字対応については、地域の実状を把握し、引き続き検討させていただく。

## 農業・農村基盤図製品仕様書Ver0.6(素案)への意見対応状況

受付日	番号	意見項目		意見内容	事務局回答		
	86	土地改良区区域	属性	3条資格者区分	2.「2.1:3条資格者区分～」 ・土地改良区における3条資格者であれば、複数改良区があれば該当したりしなかったりする。土地に対して3条資格者が誰であるかは判別できるが、個人に対しての判別は難しい。 ・該当改良区、事業に関しても複数の改良区にまたがって土地を所有している人もいるのでデータ数が不特定数となる。作成するのであれば、改良区単位でのデータ整備が必要。	地域の実状を把握し、引き続き検討させていただく。	
	87	補償施設	属性	施設区分コード	【補償施設】 「4:施設区分コード」 ・ハウスや建物についての補償施設はあるが、水路等の付帯施設についての補償を入力する場合の対応は？	現在、水利施設に関する共済については、関わる多くの民間業者等により基準がバラバラの様で、かつ本件について地図利用の必要性が把握できていないので、製品仕様での規定は現状では難しい。	
3/8	88	研究会メンバー	行政界	定義	行政界(都道府県界、市町村界、字界)の定義が必要である。	「9.その他」において、行政界を定義した。	
3/9	89	水土里ネットメンバー	符号化規則	符号化形式	1.データ型定義は、仕様書0.5「XML」、暫定運用提出「shp+MDB」となっている。これでは同一データを2種類のフォーマットで作成しなければならない。仕様書を「shp+MDB」と改めようか。	・地理情報標準は、様々なシステム間のデータ交換を定義するための形式であり、特定のシステムに依存しない形式としてXML形式を採用している。 データ利用者はデータ交換のためにXML形式(製品仕様書に適合)で提供できることができ、実際の利用は既存システムの形式(shp等)であっても、地理情報標準に準拠しているとみなせるとの考え方であるので、製品仕様書のデータ形式は変更しない。	
	90		符号化規則	タグ名称(フィールド名称)	「XML」「shp+MDB」両者のフィールド設定を共通で確保しようとする、日本語5文字(10byte)以内となり表現が非常に苦しい。よって「フィールド設計書(案)」を早期に公開し、「shp+MDB」を全国共通位置付ける。	「農業・農村基盤図 製品仕様書 附属書2 符号化仕様のためのタグ一覧」を参照のこと。	
3/12	91	水土里ネットメンバー	農地	属性	・大字・小字コードの桁数・属性の追加(孫番)	1.製品仕様書Ver0.6は、現在のVer0.5において、農地筆の字コードの桁数や、孫番への対応が完全に対応しきれていないものである。	・大字小字コードの桁数については前述の通り、地域で一意となるコードを設定することにより、製品仕様に合致したデータとなると考えている。従って変更は行わない。 ・孫番の追加については、地域の実状を把握した後、検討対象とさせていただく。
3/12	92	水土里ネットメンバー	農地	属性	地番	農地 6:地番:CharacterString 定義域が半角数字となっていますが、地番の頭に全角文字が必要な場合があります。 例:甲100番、1番耕地536番、番外5番2 など そのため、地番を全角対応にするか、別に属性項目を設ける必要があります。 個人的には、別に属性項目を設けた方が、整理がしやすいと思います。	「半角数字で入力」の原則に抛りがたい場合は、地域一意的コード付与を認めるものとする。
3/15	93	研究会メンバー	農業用排水施設 土地改良区区域	関連性	1.農業用排水施設の受益、土地改良区区域、農業振興地域、事業実施区域等はすべて 農地を主題として関連させた方がよいのではないか。	そのような形となると「農地」属性を追加しなければならず、データ量が増大する。従って、現行のまま、異なる地物同士(農地と用排水施設の受益範囲、また農地と 区域、等)を、利用時に空間的に重ね合わせることで対応できるので、ここでは修正は行わない。 (なお、ver.0.6では用排水施設の「受益範囲」は設定して居らず、またver.0.6で新設する区域パッケージの中に「事業実施区域」「農業振興地域」は含まれない。	
	94		耕区	耕作・耕種別コード	2.P16の耕作耕種別コードは、農林業センサスにおける耕地の区分だけでなく、色々な区分ができるようにできないか。また、耕区にも耕区の面積を記載できるようにした方がよいのではないか。	・全国統一的な製品仕様という性質を考えると、より大きい分類法となる。従って現行のコード分類で対応可能と考えられる。(より詳細な分類を求める際は、本製品仕様書のデータと他データベースとの突合により対応可能である。) ・耕区面積は、図測面積と同じものと考えられ、従って耕区面積を利用する者は、データ利用時に用いるGISの基本機能を用いれば図測面積を算出することが可能と考えられるので、ここで新たに「耕区面積」なる属性を追加する必要性は低いと考える。	

## 農業・農村基盤図製品仕様書Ver0.6(素案)への意見対応状況

受付日	番号	意見項目			意見内容	事務局回答	
	95	耕区	属性	作物別作付等耕区利用コー	3.P17の作物別作付等耕区利用コードは、利用者によって作付作物等耕地利用の区分 が異なるので色々な区分ができるようにできないか。	当該属性については、利用用途や、地域間での作物作付けの分類が多岐にわたっている実状があるため、関係各所と調整中。	
	96	貯水池	属性	定義の追加	4.P28の貯水池において、防災ダムや防災ため池のように防災機能を併せ持つダムやため池があるが、用排水分コードや提高、提長、総貯水量、有効貯水量はどのように記 載するのか。	防災機能の有無を製品仕様で規格化する必要性が見られない。既存データベースとの突合等で対応可能であると考えられるので、ここでは規格化しない。	
	97	貯水池 (調整池)	属性	・直接流域面積 ・間接流域面積 ・総貯水量 ・有効貯水量	5.P31の直接流域面積、間接流域面積に調整地も記載するようになってい るが、本来 調整地には無いのではないか。また、p31の総貯水量、有効貯 水量も調整地には無いのではないか。(これを出すと河川協議上の問題は ないか。)	当該属性は多重度を[0.1]と設定しているため、該当無き項目については入力が必要がない。 従って調整池に必要ないという判断であれば、当該属性に値を入力しなくても製品仕様と合致していることになる。	
	98	管理設備			6.ダムの付帯施設として、警報設備、観測設備、通信設備等を記載する必 要はないか。	「管理設備」にて定義済み	
	99	農道	属性	・事業区分分級コード ・幅員の定義	7.P58の事業区分分級コードの事業区分として、機構事業のあるのではな いか。また、 農道幅員は、全幅か、有効幅員のどちらを記載するか示した 方がよいのではないか。	・機構宮事業をコードに加えた(附属書1 コード16「事業区分分級コード」参照) ・農道の幅員定義については、地域の実状をより把握し、定義域を明らかにする。	
	100	農道	属性	属性追加	8.農道の付帯構造物として、トンネル、橋梁等を記載できるようにした方が よいのでは ないか	今後、地域の実状を把握し、引き続き検討させていただく。	
3/15	101	水土里ネットメンバー	農地	属性	属性追加	1.地番の階層について 税務課データ等、地番表現する名称は別としても、地番を表す枝番以下の 階層が少ないのではないかと。5階層は必要である。 (例 1:地(本)番、2:子番、3:孫番、4:ひ孫番、5:細分)	「地番」「枝番」「子番」に続き「孫番」を追加する。
	102	農地	属性	属性	定義域(地番)	2.地番の定義域について 地番、枝番、子番とも半角数字となっているが、例えば、上記例の細分を 除く各階層において、甲、乙等漢字が入る場合もあるため、漢字の使用は 必要である。	「半角数字で入力」の原則に抛りがたい場合は、地域一意のコード付与を認めるものとする。
	103	耕区	属性	属性	属性追加	3.地目コードについて 農地基本台帳や耕作台帳には、台帳地目、現況地目が存在するため、必 要ではないか。 コードの種別についても不足ではないか。 台帳地目と現況地目が異なるため、表現しきれないのではないかと。	既存台帳で整備済みの属性があるならば、それと、製品仕様で定義済みの「農地」乃至「耕区」との関連性を持たせることで対応可能で有ると思うので製品仕様の修正は行わない。
	104	農地	属性	属性	属性追加 (元資料におけるキーコード追加)	4.元データとのリレーションコードの付加 元データに製品仕様で定義されていない属性データ(例として農振区分や 農地法区分等)がある場合、元データにおける一意のキーコード(県・市町 村・大字・字・地番)を製品仕様へ付加すると、元データにおける属性との関 連づけが可能となるため、利用範囲が広がるのではないかと。	元データとのキーコードは「管理コード」が該当するため、これとの整合を図ればよいと考えている。
	105	耕区	属性	属性	耕区コード	5.耕区属性・耕工区コードについて 耕区の属性に面積がないのはなぜか、必要ではないか。 耕区番号は3桁は少ないのではないかと。 耕区番号の考え方が不明	・(耕区面積属性) 耕区面積は、図測面積と同じものと考えられ、従って耕区面積を利用する者は、データ利用時に用いるGISの基本機能を用いれば図測面積を算出することが可能と考えられるので、ここで新たに「耕区面積」なる属性を追加する必要性は低いと考える。  ・(耕区番号の桁数)現行では妥当と思われる。しかし4桁以上、言わば1000区画以上の耕区により構成される小字があるのならば検討対象とする。  ・(耕区番号の考え方)定義域に記述する。



## 農業・農村基盤図製品仕様書Ver0.6(素案)への意見対応状況

受付日	番号	意見項目			意見内容	事務局回答	
3/15	106	水土里ネットメンバー	農地	属性	地番	1. 農地の地番入力には、地番、枝番、子番に加えて孫番まで必要である。	「地番」「枝番」「子番」に続き「孫番」を追加する。
			農地	属性	属性追加	2. 本県は耕区データを入力するようにはしていない。本仕様によると、耕区データに耕作種別および作付け利用種別等を入力できるようになっているが、耕区データを作成しなくても入力可能となる仕様にならないと本県では入力できない。	別データベースとのリンク対応等を考慮していただきたい。
			耕区	属性	耕作種別コード	3. 地目コードの仕様を早急をお願いする。	「4: 耕作種別コード」にて定義した。
			農地	属性	属性追加	4. 農地コードに農振地域であるか、否かの入力項目が必要である。(農振区域の変更があった場合に、区域指定では再度区域を入力する必要がある)	別パッケージとして農振区域を持たせるか、農地の属性として追加すべきか、今後検討を行う。
			農道	関連性	他台帳とのリンク	5. 農道データの仕様が示してあるが、各県土連が管理している農道台帳とリンク可能な製品仕様をお願いします。素案の仕様では、利用価値がない。	農道台帳とのリンクの必要性、またリンクにより創出される利用用途が把握できない。従って現時点ではリンクは想定していない。
			集落排水処理区	関連性	他台帳とのリンク	6. 上記と同様に農業集落排水についても、集排台帳とリンク可能な製品仕様が必要である。すべてを一元管理することが、本事業の目指す所ではないのか。	リンクの必要性については上記と同じ。本製品仕様書は、全ての地物を全国統一化する、ということではなく、全国統一の必要があるものを規定している。
3/16	112	水土里ネットメンバー	農地	属性	属性追加	地番のフィールドが少ない。(3つ 4つ)	「地番」「枝番」「子番」に続き「孫番」を追加する。
			農地	属性	管理コード	地番を結合したものが必要。	「農地」の「管理コード」で対応いただきたい。
			耕区	属性	定義域(耕区コード)	耕区コードの入力方法の検討が必要。	定義域に追記する。
			耕区	属性	管理コード	「耕区」にも地番をもたせた方が良いのではないかと。	「耕区」に関連づけた「農地」の「管理コード」で対応いただきたい
			耕区	属性	・所有者コード ・耕作者コード	市町村から提供を受けていないため、所有者コード及び耕作者コードは入力しない	当該属性は多重度を[0..1]と設定しているため、該当無き項目については入力の必要がない。
			耕区	属性	・耕作種別コード ・作物別作付等耕区利用コード	オルソからでは作物の判断ができないため、耕作種別コード及び作物別作付等耕区利用コードは入力しない	・「耕作種別コード」は多重度を[0..1]と再設定し、任意入力とする。 ・「作物別作付等耕区利用コード」は現在調整中のため、ver.0.6より除外している。
3/23	118	研究会メンバー	引用規格他		機関の農水省等の略称は使わず、正式名称で記述するべきではないか。	附属書含め、農水省 農林水産省、国交省 国土交通省に記述修正を行った。	
3/26	119	国土地理院	耕区・農業用排水施設 他	品質	絶対位置正確度	位置正確度の異なる元資料によるデータ作成が考えられるため、元資料毎に、保持する誤差を考慮した絶対位置の適合水準を記述すると分かり易くなるのではないかと。	元資料との比較による品質評価を示したいため、「水平位置正確度: 図上0.3mm(各測量作業規程の既成図数値化における計測精度に基づく)」のみ記述を行った。(元資料毎に内存する誤差を考慮した複数の適合水準の記述は、かえって分かりづらくなると判断)
			各地物	属性	元資料	位置正確度の異なる元資料によるデータ作成が考えられるため、後で利用する人がデータの品質(位置正確度)を把握できるように、元資料の内容を明確にしておくことが望ましい。	各地物の元資料コードにおいて、これまでの元資料の種類の見直しと、縮尺(地図情報レベル)の追記を行った。種類として現地を追加し、縮尺(地図情報レベル)として2500(一部地物は5000、10000、25000)を設定し、対応する位置正確度を把握できるようにした。